

「法人事業税の外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い(案)」  
について

外形標準部分は販管費(原価算入も可)、所得基準は法人税等に表示する根拠は、非常に単純明快で理路整然とした考え方であると思います。

しかしながら、「実務上の取扱い」といっておきながら、実務に対する配慮はどこにも感じられません。

すなわち、「付加価値割の根拠となる数値が確定するのはいつか」、「税率は都道府県によって異なっているため、概算計上になること」、「原価算入できるという表示方法は比較分析が行えないこと」、「原価算入した場合の在庫評価アップの税法上の取扱いが不明であること」、「セグメント情報への費用配賦について、意見が公表されていないこと」等々があげられます。

また、早期情報開示を促進するためにも、今回の案は逆行していると思われます。従来の税制改正時(賞与引当金の損金不算入、退職給与引当金の損金不算入等)には、特段の会計基準変更は行わずに、今回の税制改正だけに反応することがわかりません。

敢えて提案させていただくとすれば、表示方法は従前と同じとし、損益計算書の注記として事業税の内訳を記載する方がよいと考えます。

最後に、細部にわたる理論構築によって得られる実績よりも、同一基準で比較ができる財務諸表の方が投資家等にとっては有用な情報であると考えます。